

亀山市公告第48号

次のとおり亀山市職員を募集する。

令和8年7月29日

亀山市長 櫻井 義之

1 採用職種、採用予定人数及び応募資格

採用職種	採用予定人数	応募資格
事務職（一般）	3人程度	(1) 平成8年4月2日以降に生まれた者 (2) 高等学校以上の学校を卒業した者若しくは令和9年3月までに卒業見込みである者又はこれらと同等の資格を有する者 (3) 通勤可能な者
技術職（土木）	4人程度	(1) 昭和61年4月2日以降に生まれた者 (2) 高等学校以上の学校を卒業した者若しくは令和9年3月までに卒業見込みである者又はこれらと同等の資格を有する者 (3) 通勤可能な者
技術職（建築）	若干人	(1) 昭和61年4月2日以降に生まれた者 (2) 高等学校以上の学校を卒業した者若しくは令和9年3月までに卒業見込みである者又はこれらと同等の資格を有する者で、建築技術の専門課程又は科目を履修しているもの (3) 通勤可能な者
保育士・幼稚園教諭	2人程度	(1) 昭和61年4月2日以降に生まれた者 (2) 保育士の資格及び幼稚園教諭の免許の両方を有する者又は令和9年3月までにこれらの資格及び免許を取得見込みである者 (3) 通勤可能な者
消防職	若干人	(1) 平成8年4月2日以降に生まれた者 (2) 高等学校以上の学校を卒業した者若しくは令和9年3月までに卒業見込みである者又はこれらと同等の資格を有する者 (3) 通勤可能な者

ただし、次に該当する者は、応募することができない。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当する者
- (2) 永住者又は特別永住者の在留資格を有しない外国籍の者
- (3) 消防職については、日本国籍を有しない者

- (4) 保育士・幼稚園教諭については、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者に該当する者
なお、外国籍職員の任用に関する基準については、8に定めるところによる。

2 試験の日時、場所等

(1) 第1次試験

- ア 日時 令和8年9月13日 午前9時
イ 場所 亀山市役所
ウ 試験科目 適性検査

(2) 第2次試験

- ア 日時 令和8年10月11日 午前8時30分（同月10日 午前8時30分
を予備日時とする。）
イ 場所 亀山市役所
ウ 試験科目 口述（面接）試験
エ その他 次のとおり

（ア） 消防職については、亀山西小学校において体力測定を実施する。

（イ） 第1次試験の結果により、第2次試験を2日間に分けて開催する場合がある。

(3) 第3次試験

- ア 日時 令和8年10月18日 午前8時30分（同月17日 午前8時30分
を予備日時とする。）
イ 場所 亀山市役所
ウ 試験科目 口述（面接）試験
エ その他 次のとおり

（ア） 保育士・幼稚園教諭については、実技試験を実施する。

（イ） 第1次試験の結果により、第3次試験を2日間に分けて開催する場合がある。

3 申込の方法、提出先及び問合せ先

(1) 電子申請（インターネットによる申込）

市ホームページ「職員採用案内」のページからの申し込みによる。

(2) 持参又は郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）による申込

ア 提出書類 市職員採用試験申込書（市の指定様式）

イ 提出先

〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地

亀山市総務財政部総務課人事給与グループ（亀山市役所本庁舎2階）

(3) 問合せ先

亀山市総務財政部総務課人事給与グループ

電話 0595-84-5031

ファクシミリ 0595-82-9955

4 提出書類

第1次試験の合格者は、第2次試験の日に以下の書類を提出すること。

(1) 最後に卒業した、又は卒業見込みである学校（専門学校を除く。）の卒業（見込み）証明書の原本又は卒業証書の写し

(2) 保育士・幼稚園教諭（これらの資格又は免許を取得見込みである者を除く。）については、資格等を有することを証明する書類の写し

(3) 誓約書

5 受付期間

令和8年8月3日から同月28日まで（持参による申込みは、同期間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで）

なお、郵送による申込みは、令和8年8月28日必着とする。

6 採用者の決定等

(1) 試験の合格者は、亀山市職員採用候補者名簿に成績順に登載し、これらの者から採用者を決定する。

(2) 採用予定日は、令和9年4月1日とする。ただし、卒業見込みである者を除き、同年3月31日以前を採用日とすることがある。

7 給与

給与は、亀山市職員給与条例（平成17年亀山市条例第43号）の定めるところにより支給する。

8 外国籍職員の任用に関する基準

外国籍の職員は、次のような職務に就くことはできない。

(1) 公権力の行使に当たる職務

ア 市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務

イ 市民に対して義務又は負担を一方的に課す内容を含む職務

ウ 市民に対して義務の履行を制限したり、強制力をもって執行したりする内容を含む職務

エ その他公権力の行使に該当することとなる職務

(2) 公の意思の形成への参画に当たる職務

ア 原則として専決権限を有する課長級以上の職にあつて、亀山市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職務

イ 市の基本政策、人事、財政等を担当する職務